過払い金取立請求事件について和解

~ 滞納国保料、住民税を回収 ~

豊島区は、アコム株式会社に対する過払い金取立請求事件(東京簡易裁判所にて係属中) について、10月29日、第3回豊島区定例議会に和解する議案を提出し、承認された。

本件は豊島区国民健康保険料および特別区民税・都民税の滞納者がアコム株式会社(以下「相手方」という)に対して有する過払い金返還請求権75万5547円を豊島区が差押えたものの、相手方が債権の取立に応じないため、第1回豊島区定例議会(本年3月)において訴えを提起していたものである。

訴訟では反対債権による相殺分をめぐるやりとりはあったものの、裁判所の勧告を経て、 訴訟上の和解について原告被告間において合意に至ったため、議会の承認を得て、手続き が終了する見込みとなった。

この和解により、区は滞納にかかる国民健康保険料および特別区民税・都民税の支払い 債権(58万円あまり)のうち56万円あまりを回収する。

区は同種の事案について、今後、消費者金融からスムーズに過払い金の返還が行われる ことを期待し、引き続き多重債務者相談事業の斡旋に力を入れる。

問い合わせ:国民健康保険課整理収納グループ